

消 防 危 第 119 号
令 和 元 年 8 月 27 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 部 長 }
東 京 消 防 庁 ・ 各 指 定 都 市 消 防 長 } 殿

消 防 庁 危 険 物 保 安 室 長
(公 印 省 略)

製 造 所 等 の 泡 消 火 設 備 の 技 術 上 の 基 準 の 細 目 を 定 め る 告 示 の 一 部 を 改 正 す る 件 の
運 用 に つ い て

製 造 所 等 の 泡 消 火 設 備 の 技 術 上 の 基 準 の 細 目 を 定 め る 告 示 の 一 部 を 改 正 す る 件 (令 和 元 年 総 務 省 告 示 第 150 号 。 以 下 「 改 正 告 示 」 と い う 。) が 本 日 公 布 ・ 施 行 さ れ 、 製 造 所 等 に 設 置 す る 泡 消 火 設 備 の 管 及 び 管 継 手 に つ い て 、 金 属 製 の も の を 使 用 す る こ と と 従 来 規 定 さ れ て い る と ころ 、 今 回 の 改 正 に よ り 、 合 成 樹 脂 製 の 配 管 も 使 用 す る こ と が で き る こ と と さ れ る 等 、 所 要 の 規 定 の 整 備 が 行 わ れ ま し た 。

こ の こ と に つ い て 、 下 記 の と お り 運 用 上 の 留 意 点 を ま と め ま し た の で 、 通 知 し ま す 。

貴 職 に お か れ ま し て は 、 下 記 事 項 に 十 分 留 意 の 上 、 そ の 運 用 に 配 慮 さ れ る と と も に 、 各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 部 長 に お か れ ま し て は 、 貴 都 道 府 県 内 の 市 町 村 (消 防 の 事 務 を 処 理 す る 一 部 事 務 組 合 等 を 含 む 。) に 対 し て も 、 こ の 旨 を 周 知 さ れ ま す よ う お 願 い し ま す 。

な お 、 本 通 知 は 、 消 防 組 織 法 (昭 和 22 年 法 律 第 226 号) 第 37 条 の 規 定 に 基 づ く 助 言 と し て 発 出 す る も の で あ る こ と を 申 し 添 え ま す 。

記

1 合 成 樹 脂 製 の 管 及 び 管 継 手 に 関 す る 事 項

改 正 後 の 製 造 所 等 の 泡 消 火 設 備 の 技 術 上 の 基 準 の 細 目 を 定 め る 告 示 (平 成 23 年 総 務 省 告 示 第 559 号) 第 19 条 第 1 項 第 3 号 口 に お い て 、 合 成 樹 脂 製 の 管 及 び 管 継 手 は 、 火 災 の 熱 等 の 影 響 を 受 け な い よ う に 設 置 す る こ と と さ れ た と ころ で あ り 、 そ の 具 体 的 な 措 置 の 例 と し て は 、 合 成 樹 脂 製 の 管 及 び 管 継 手 を 地 盤 面 下 に 埋 設 し て 設 置 す る 場 合 や 、 雨 水 等 の 進 入 を 防 止 で き る 耐 火 性 能 を 有 す る 蓋 を し た 地 下 ピ ッ ト に 設 置 す る 場 合 等 が 該 当 す る も の で あ る こ と 。

こ の う ち 、 地 盤 面 下 に 埋 設 し て 設 置 す る 場 合 に あ っ て は 、 合 成 樹 脂 製 の 管 及 び 管 継 手 は 、 当 該 管 の 自 重 、 管 等 に 作 用 す る 土 圧 及 び 地 下 水 圧 、 地 盤 面 上 を 走 行 す る 車 両 の 車 輪 荷 重 や 地 震 動 の 揺 れ 等 に よ っ て 生 ず る 応 力 に 対 し て 、 十 分 な 強 度 を 有 し 、 変 形 ・ 破 損 等 が 生 じ な い 構 造 の も の と す る 必 要 が あ る こ と 。

ま た 、 施 工 の 際 、 埋 め 戻 し の 際 な ど に 当 該 管 等 を 損

傷しないよう適切に施工し、地上又は地中に当該管等の埋設位置及び軸方向を表示した位置標識を設けること。

2 パッケージ型固定泡消火設備に関する事項

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に設置されるパッケージ型固定泡消火設備は、当該給油取扱所において自動車等に給油する際に、固定給油設備から漏えいした危険物に起因して火災が発生した場合の消火及び延焼拡大の防止を目的とするものであり、改正告示においては、その趣旨の明確化を図るため、当該泡消火設備の泡の放出量については、防護対象物である自動車等の停止位置ごとに定められた量以上とすることとされたこと。

このことに伴い、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」（平成 10 年 3 月 13 日付け消防危第 25 号。以下「25 号通知」という。）の一部を別添 1 「新旧対照表」のとおり改正することとしたこと（改正後の 25 号通知は別添 2 のとおり）。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本、羽田野

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」（平成 10 年 3 月 13 日消防危第 25 号）

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の消火設備、警報設備及び避難設備の技術上の基準</p> <p>1 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(令第 17 条第 2 項第 9 号ただし書に該当する屋内給油取扱所のうち上階を有するもの(以下「一方開放型上階付き屋内給油取扱所」という。)を除く。)の消火設備の技術上の基準は以下のとおりとされたこと。</p> <p>(1) 第三種の固定式の泡消火設備を危険物(引火点 40 度未満のもの)で顧客が自ら取り扱うものに限る。)を包含するように設置することとされたこと(規則第 32 条の 6 第 4 号ただし書)。当該泡消火設備の設置に関しては、規則及び「製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」(平成 23 年総務省令第 559 号。以下「告示」という。)によること。</p> <p><u>なお、当該泡消火設備の泡放出量及び水源の水量については、告示第 18 条第 1 項第 2 号及び第 2 項に規定されているが、一の自動車等の停車位置ごとの必要な放出量を確保するため、一の泡放出口の放出量を、水平放出方式にあつては 7.4 リットル毎分以上、下方放出方式にあつては 22.2 リットル毎分以上となるようにした場合、告示第 18 条第 2 項第 1 号に定める泡水溶液の量は、水平放出方式</u></p>	<p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の消火設備、警報設備及び避難設備の技術上の基準</p> <p>1 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(令第 17 条第 2 項第 9 号ただし書に該当する屋内給油取扱所のうち上階を有するもの(以下「一方開放型上階付き屋内給油取扱所」という。)を除く。)の消火設備の技術上の基準は以下のとおりとされたこと。</p> <p>(1) 第三種の固定式の泡消火設備を危険物(引火点 40 度未満のもの)で顧客が自ら取り扱うものに限る。)を包含するように設置することとされたこと(規則第 32 条の 6 第 4 号ただし書)。当該泡消火設備の設置に関しては、規則及び「製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」(平成 23 年総務省令第 559 号_____)によること。</p>

の場合にあつては 74 リットル以上、下方放出方式の場合にあつては 222 リットル以上の量となること。

(2) (略)

2～3 (略)

第5～第7 (略)

(2) (略)

2～3 (略)

第5～第7 (略)

消防危第 25 号
平成 10 年 3 月 13 日

改正経過 平成 24 年 3 月 30 日消防危第 91 号
平成 24 年 5 月 23 日消防危第 138 号
令和元年 8 月 27 日消防危第 119 号

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 31 号）が平成 10 年 2 月 25 日に、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 10 年自治省令第 6 号）が平成 10 年 3 月 4 日にそれぞれ公布され、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る部分については、平成 10 年 4 月 1 日から施行されることとされた。

今回の改正は、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について、令第 17 条第 1 項から第 4 項までに掲げる基準（屋外給油取扱所、屋内給油取扱所、圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所及び自家用の給油取扱所に限る。）を「超える」特例を定めるとともに、取扱いの技術上の基準について、令第 27 条第 6 項第 1 号（カを除く。）の規定の例によるもの以外の基準を定めたものである。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないよう格段の配慮をされるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

第 1 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の定義等

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所とは、顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせることができる給油取扱所とされたものであること（規則第 28 条の 2 の 4）。この場合において、自動二輪車は自動車に含まれるものであること。また、当該給油取扱所では、顧客にガソリンを容器に詰め替えさせること及び灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることは行えないものであること。

第 2 顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の位置、構造及び設備（消火設備、警報設備及び避難設備を除く。以下、第 2 及び第 3 において同じ。）の技術上の基準は、以下のとおりとされたものであること。

1 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所には、当該給油取扱所へ進入する際見やすい箇所に、

顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨を表示することとされたこと（規則第 28 条の 2 の 5 第 1 号）。この場合の表示の方法は、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えないこと。なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯等にはその旨を表示すること。

2 顧客に自ら自動車等に給油させるための固定給油設備（顧客用固定給油設備）の構造及び設備の基準は次によることとされたこと（規則第 28 条の 2 の 5 第 2 号）。

(1) 給油ホースの先端部に、手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。当該給油ノズルには、手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたもの（ラッチオープンノズル）及び手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）の二種類があるが、固定する装置を備えたものにあつては、次の①から③によること。

① 給油を開始しようとする場合において、給油ノズルの手動開閉装置が開放状態であるときは、当該手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ給油を開始することができない構造のものとする。これは、ポンプ起動時等における給油ノズルからの危険物の不慮の噴出を防止するものである。構造の具体的な例としては、給油ノズル内の危険物の圧力の低下を感知して自動的に手動開閉装置が閉鎖する構造や、給油ノズルの手動開閉装置が閉鎖していなければポンプ起動ができない構造等があること。

② 給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。構造の具体的な例としては、給油ノズルの給油口からの離脱又は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態で固定する装置が解除される構造等があること。

③ 引火点が 40 度未満の危険物を取り扱うホース機器にあつては、自動車等の燃料タンクに給油するときに放出される可燃性の蒸気を回収する装置（可燃性蒸気回収装置）を設けること。当該装置の具体的な例としては、給油ノズルに付帯する配管から可燃性蒸気を吸引した後、専用タンクの気層部への回収による処理、燃焼による処理又は高所放出による処理を行うことができる構造等を有するものがあること。燃焼処理、高所放出等を行うものにあつては、火災予防上適切な位置及び構造を有する必要があること。

(2) 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとする。この場合、給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあつては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、15 リットル毎分程度（軽油専用で吐出量が 60 リットル毎分を超える吐出量のものにあつては、25 リットル毎分程度）以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。

なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖閉しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。

(3) 給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。

構造の具体的な例としては、給油ホースの途中に緊急離脱カプラーを設置するものがあること。緊急離脱カプラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、ノズルを給油口に差し込んで発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造のもの

であること。

なお、緊急離脱カプラーを効果的に機能させるためには、固定給油設備が堅固に固定されている必要がある。離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけではなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を固定する必要があること。

(4) ガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止することができる構造のものとする。構造の具体的な例としては、以下のものがあること。

① 給油ノズルに設けられた装置等により、車両の燃料タンク内の可燃性蒸気を測定し油種を判定し（ガソリンと軽油の別を判別できれば足りる。）、給油ノズルの油種と一致した場合に給油を開始することができる構造としたもの（コンタミ（Contamination の略）防止装置）。

② 顧客が要請した油種の給油ポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油を開始することができる構造としたもの（油種別ポンプ起動）。監視者が、顧客の要請をインターホン等を用いて確認し、制御卓で油種設定をする構造や、顧客が自ら固定給油設備で油種設定をする構造等があること。

③ ガソリン又は軽油いずれかの油種のみを取り扱う顧客用固定給油設備（一の車両停止位置において、異なる油種の給油ができないものに限る。）にあつては、ガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止できる構造を有しているとみなされるものであること。

(5) 一回の連続した給油量及び給油時間の上限をあらかじめ設定できる構造のものとする。当該設定は危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

(6) 地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止する構造のものとする。

地震を感知する感震器は、震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定給油設備又は事務所のいずれにも設置することができるものであること。

3 顧客に自ら注油させるための固定注油設備（顧客用固定注油設備）の構造及び設備の基準は次によることとされたこと（規則第28条の2の5第3号）。

(1) 注油ホースの先端部に、手動開閉装置を備えた注油ノズルを設けること。当該注油ノズルは、手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）とする。

(2) 注油ノズルは、容器が満量となったときに注油を自動的に停止する構造のものとする。自動的に停止する構造は、15リットル毎分程度以上の吐出量で注油を行った場合に機能するものであること。なお、当該装置が機能した場合には、注油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び注油を開始することができない構造であること。

(3) 一回の連続した注油量及び注油時間の上限をあらかじめ設定できる構造のものとする。当該設定は危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

(4) 地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止する構造のものとする。地震を感知する感震器は、震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定注油設備又は事務所のいずれにも設置することができるものであること。

と。

4 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所に設置される場合を除き、次に定める措置を講じることとされたこと。当該措置は、対象を顧客自ら用いる設備に限るものではないこと（規則第 28 条の 2 の 5 第 4 号）。

(1) 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、自動車の衝突を防止するための措置（衝突防止措置）を講ずること。当該措置としては、車両の進入・退出方向に対し固定給油設備等からの緩衝空間が確保されるよう、ガードポール又は高さ 150mm 以上のアイランドを設置するものがあること。なお、必ずしも固定給油設備等をアイランド上に設置することを要するものではないこと。

(2) 固定給油設備及び固定注油設備には、当該設備が転倒した場合において当該設備の配管及びこれらに接続する配管からの危険物の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。

当該措置の例としては、立ち上がり配管遮断弁の設置又は逆止弁の設置（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備等の場合を除く。）によること。

立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、危険物の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。

5 固定給油設備及び固定注油設備並びにその周辺には、次に定めるところにより必要な事項を表示することとされたこと（規則第 28 条の 2 の 5 第 5 号）。

(1) 顧客用固定給油設備には、顧客が自ら自動車等に給油することができる固定給油設備である旨を、顧客用固定注油設備には、顧客が自ら容器に灯油又は軽油を詰め替えることができる固定注油設備である旨を、見やすい箇所に表示するとともに、その周囲の地盤面等に自動車等の停止位置又は容器の置き場所を表示すること。

この場合、顧客用である旨の表示の方法は、固定給油設備又は固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えないこと。なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる固定給油設備等にあつては、当該時間帯等にはその旨を、それ以外の時間帯等には従業者が給油等をする旨を表示すること。

また、普通自動車等の停止位置として長さ 5 m、幅 2 m 程度の枠を、灯油又は軽油の容器の置き場所として 2 m 四方程度の枠を、地盤面等にペイント等により表示すること。

(2) 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備にあつては、給油ホース等の直近その他の見やすい箇所に、その使用方法及び危険物の品目を表示すること。

使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」等保安上必要な事項を併せて記載すること。なお、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に記載すること。

危険物の品目の表示は、次の表の左欄に掲げる危険物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に

定める文字を表示すること。また、文字、文字の地（背景）又は給油ホース、ノズルカバー、ノズル受け等危険物の品目に対応した設備の部分に彩色する場合には、それぞれ同表の右欄に定めた色とすること。この場合の彩色には無彩色（白、黒又は灰色をいう。）は含まないものであること。なお、これらの部分以外の部分については、彩色の制限の対象とはならないものであること。

また、エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区分するときには、文字に「プレミアム軽油」を、色に黄緑を用いて差し支えないものであること。

なお、使用方法及び危険物の品目については、必要に応じて英語の併記等を行うことが望ましいものであること。

取り扱う危険物の種類	文字	色
自動車ガソリン（日本工業規格 K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち1号に限る。）	「ハイオクガソリン」 又は「ハイオク」	黄
自動車ガソリン（日本工業規格 K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち1号(E)に限る。）	「ハイオクガソリン(E)」 又は「ハイオク(E)」	ピンク
自動車ガソリン（日本工業規格 K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち2号に限る。）	「レギュラーガソリン」 又は「レギュラー」	赤
自動車ガソリン（日本工業規格 K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち2号(E)に限る。）	「レギュラーガソリン(E)」又は「レギュラー(E)」	紫
軽油	「軽油」 「プレミアム軽油」	緑 黄緑
灯油	「灯油」	青

(3) 顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等を設置する場合にあつては、顧客が自ら用いることができない固定給油設備等である旨を見やすい箇所に表示すること。

この場合、表示の方法は、固定給油設備又は固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への、「フルサービス」、「従業員専用」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えないこと。

6 顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備を次に定めるところにより設置することとされたこと（規則第28条の2の5第6号）。

(1) 制御卓は、すべての顧客用固定給油設備等における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。この場合、直接視認できるとは、給油中される自動車等の不在時において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであること。

(2) 給油中の自動車等により顧客用固定給油設備等の使用状況について制御卓からの直接的な視認が妨げられるおそれのある部分については、制御卓からの視認を常時可能とするための監

視設備を設置すること。この場合、監視設備としては、モニターカメラ及びディスプレイが想定されるものであり、視認を常時可能とするとは、必要な時点において顧客用固定給油設備等の使用状況を即座に映し出すことができるものをいうものであること。

- (3) 制御卓には、それぞれの顧客用固定給油設備等への危険物の供給を開始し、及び停止するための制御装置を設置すること。制御装置には、給油等許可スイッチ及び許可解除のスイッチ並びに顧客用固定給油設備等の状態の表示装置が必要であること。

なお、顧客用固定給油設備等を、顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のものにあつては、油種設定のスイッチを併せて設置すること。

- (4) 制御卓及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置（緊急停止スイッチ）を設けること。火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所とは、給油空地等に所在する従業者等においても速やかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等が想定されるものであること。

- (5) 制御卓には、顧客と容易に会話することができる装置を設けるとともに、給油取扱所内のすべての顧客に必要な指示を行うための放送機器を設けること。顧客と容易に会話することができる装置としては、インターホンがあること。インターホンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近傍に設置すること。なお、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に設置すること。

- (6) 制御卓には、固定消火設備の起動装置を設置すること。起動スイッチは透明な蓋で覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時には速やかに操作することができるものであること。

- (7) 制御卓は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置して差し支えないこと。この場合、すべての制御卓に、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置すること。

第3 顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所、圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所及び自家用の給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所、圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所及び自家用の給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、以下のとおりとされたものであること。

- 1 顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の基準（衝突防止措置のうち簡易タンクに係る部分を除く。）の規定の例によることとされたこと（規則第28条の2の6）。
- 2 顧客に自ら給油等をさせる屋外又は屋内の圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、それぞれ顧客に自ら給油等をさせる屋外又は屋内の給油取扱所の基準（衝突防止措置に係る部分を除く。）の規定の例によることとされたこと（規則第28条の2の7）。

3 顧客に自ら給油等をさせる屋外又は屋内の自家用の給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、それぞれ顧客に自ら給油等をさせる屋外又は屋内の給油取扱所の基準の規定の例によることとされたこと（規則第 28 条の 2 の 7）。顧客に自ら給油等をさせる自家用の給油取扱所としては、レンタカー営業所の構内に設置される自家用の給油取扱所等が想定されるものであること。

第 4 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の消火設備、警報設備及び避難設備の技術上の基準

1 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（令第 17 条第 2 項第 9 号ただし書に該当する屋内給油取扱所のうち上階を有するもの（以下「一方開放型上階付き屋内給油取扱所」という。）を除く。）の消火設備の技術上の基準は以下のとおりとされたこと。

(1) 第三種の固定式の泡消火設備を危険物（引火点 40 度未満のもので顧客が自ら取り扱うものに限る。）を包含するように設置することとされたこと（規則第 33 条第 1 項及び第 2 項第 1 号）。当該泡消火設備には、予備動力源を付置する必要はないものであること（規則第 32 条の 6 第 4 号ただし書）。当該泡消火設備の設置に関しては、規則及び「製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」（平成 23 年総務省令第 559 号。以下「告示」という。）によること。

なお、当該泡消火設備の泡放出量及び水源の水量については、告示第 18 条第 1 項第 2 号及び第 2 項に規定されているが、一の自動車等の停車位置ごとの必要な放出量を確保するため、一の泡放出口の放出量を、水平放出方式にあっては 7.4 リットル毎分以上、下方放出方式にあっては 22.2 リットル毎分以上となるようにした場合、告示第 18 条第 2 項第 1 号に定める泡水溶液の量は、水平放出方式の場合にあっては 74 リットル以上、下方放出方式の場合にあっては 222 リットル以上の量となること。

(2) 第四種の消火設備をその放射能力範囲が建築物その他の工作物及び危険物（第三種の泡消火設備により包含されるものを除く。）を包含するように設置するとともに、第五種の消火設備をその能力単位の数値が危険物の所要単位の数値の 5 分の 1 以上になるように設置することとされたこと（規則第 33 条第 2 項第 3 号の 3）。

2 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（一方開放型上階付き屋内給油取扱所に限る。）の消火設備の技術上の基準は、一般の一方開放型上階付き屋内給油取扱所の消火設備の技術上の基準によるものであること。

3 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の警報設備及び避難設備の技術上の基準は、一般の給油取扱所の警報設備及び避難設備の技術上の基準によるものであること。

第 5 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの技術上の基準

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの技術上の基準は、次のとおりとされたこと。

1 顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等を使用して顧客自らによる給油等を行わないこと（規則第 40 条の 3 の 10 第 1 号）。顧客用固定給油設備等を使用して従業者による給油等を行うことは差し支えないものであること。

2 顧客用固定給油設備等の 1 回の給油量及び給油時間等の上限を、顧客の 1 回当たりの給油量

及び給油時間等を勘案し、適正な数値に設定すること（規則第40条の3の10第2号）。この場合、顧客用固定給油設備の設定値は、大型トラック専用の給油取扱所等以外の給油取扱所にあつては、給油量についてはガソリンの場合60リットル、軽油の場合100リットルを、給油時間については4分を標準とすること。また、顧客用固定注油設備の設定値は、注油量については60リットル、注油時間については4分を標準とすること。

- 3 制御卓において、次に定めるところにより、顧客自らによる給油作業等を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うこと（規則第40条の3の10第3号）。当該監視等は、法第13条第3項に規定する危険物取扱者の立会いとして実施するものであること。従つて、当該監視等を行う者は、甲種又は乙種の危険物取扱者である必要があること。なお、同時に複数の従業者により監視等を行う場合には、そのうちの1名を危険物取扱者とし、その他の従業者は当該危険物取扱者の指揮下で監視等を行うこととして差し支えないこと。監視等を行う危険物取扱者は当該給油取扱所の設備等を熟知している者であるとともに、その他の従業者も危険物の性質、火災予防・消火の方法等に関する知識を有するとともに、当該給油取扱所の設備等を熟知している者であること。
 - (1) 顧客の給油作業等を直視等により、適切に監視すること。監視は、直視を基本とするが、車両等により死角となる場合には、モニターカメラの映像等によること。
 - (2) インターホン及び放送機器を用いて、顧客の給油作業等について必要な指示等を行うこと。
 - (3) 顧客の給油作業等が開始されるときには、火気のないことその他安全上支障のないことを確認した上で、制御装置（給油等許可スイッチ）を用いてホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。この場合、安全上支障のないことの確認には、給油作業においては、エンジンが停止されていること、自動車の燃料タンクへの給油であること（ガソリンを容器へ詰め替えるものでないこと）等の確認が、容器への詰め替え作業においては、容器が適法なものであること等の確認が含まれること。
 - (4) 顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備等のホース機器が使用されていないときには、制御装置（許可解除スイッチ）を用いてホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。ただし、給油作業が終了した場合において、自動的にホース機器への危険物の供給を停止する制御装置にあつては、手動による操作は必要ないこと。
 - (5) 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、制御装置（緊急停止スイッチ）によりホース機器への危険物の供給を一斉に停止し、給油取扱所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。非常時その他安全上支障があると認められる場合とは、火災及び漏えいの発生を覚知した場合のほか、給油作業中等に、(3)の火気のないことその他安全上支障のない状態が維持されなくなり、火災等の発生の危険性が切迫していることが認められる場合を含むこと。なお、当該事態に至らないよう、(2)のインターホン若しくは放送機器又は(4)の制御装置（許可解除スイッチ）を用いることにより、危険回避に努めるべきであること。
 - (6) 火災を覚知した場合には、起動装置により固定消火設備を起動する等、必要な消火、避難誘導、通報等の措置を行うこと。

第6 予防規程に定めなければならない事項

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所にあつては、予防規程に、顧客に対する監視その他保安のための措置に関することを規定することとされたこと（規則第60条の2第1項第8号の2）。顧客に対する監視その他保安のための措置に関することには、次のことが含まれること。

- (1) 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者（以下「危険物取扱者等」という。）の体制
- (2) 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練
- (3) 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示
- (4) 顧客用固定給油設備の1回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の1回の注油量及び注油時間の上限の設定
- (5) 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検

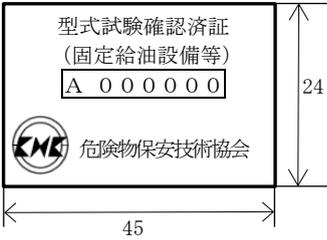
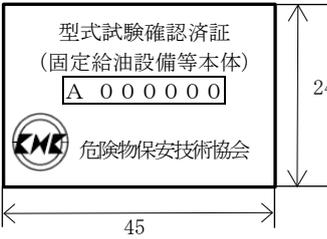
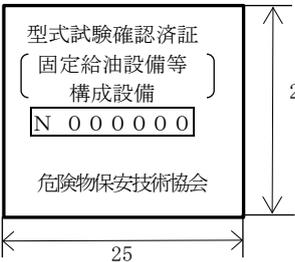
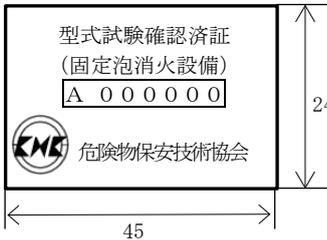
第7 その他留意事項

- 1 既設の令第17条第1項から第4項までの給油取扱所を変更して顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所とする場合には、変更の許可及び完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められる必要があるとともに、予防規程の変更の認可を受ける必要があること。
- 2 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の設置又は変更の許可及び完成検査に関する市町村長等の審査・検査事務の効率化の一助とするため、危険物保安技術協会において実施されている「固定給油設備及び固定注油設備の型式試験確認業務」の区分に、「セルフサービス用固定給油設備等」及び「固定給油設備等を構成する設備（給油ホース等の先端に設ける給油ノズル等、給油ホース等、立ち上がり配管遮断弁、セルフサービスコンソール（制御装置）及び固定給油設備等本体）」が追加されるとともに、新たに「パッケージ型固定泡消火設備」の試験確認業務が実施されることとなり、適合品にはそれぞれ別表に示す試験確認済証が貼付されることとなった。顧客用固定給油設備等の設置、取替に際しては「セルフサービス用固定給油設備等」の試験確認結果を、従来の固定給油設備等の顧客用固定給油設備への改造等に際しては使用される部品に関して「固定給油設備等を構成する設備」の試験確認結果を、消火設備の設置に際しては「パッケージ型固定泡消火設備」の試験確認結果を活用して差し支えないものであること。

法：消防法（昭和23年法律第186号）

令：危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

規則：危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

型式確認等の種類		型式確認済証等の様式例 (単位 mm)	
固定給油設備等	セルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等		地色：黒色 文字、マーク及び番号 枠内：消銀色 番号：黒色
	セルフサービス用固定給油設備等		地色：赤色 文字、マーク及び番号 枠内：消銀色 番号：黒色
固定給油設備等本体	セルフサービス用固定給油設備等本体以外の固定給油設備等本体		地色：黒色 文字、マーク及び番号 枠内：消銀色 番号：黒色
	セルフサービス用固定給油設備等本体		地色：赤色 文字、マーク及び番号 枠内：消銀色 番号：黒色
固定給油設備等を構成する設備 (給油ノズル等、給油ホース等、立ち上がり配管遮断弁、セルフサービスコンソール)	セルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等に用いることができるもの		地色：黒色 文字、マーク及び番号 枠内：消銀色 番号：黒色
	セルフサービス用固定給油設備等に用いることができるもの		地色：赤色 文字、マーク及び番号 枠内：消銀色 番号：黒色
パッケージ型固定泡消火設備	パッケージ型固定泡消火設備 (水平放出方式、下方放出方式)		地色：黒色 文字、マーク及び番号 枠内：消銀色 番号：黒色
	泡放出口 (水平放出方式)		地色：黒色 マーク：消銀色
	泡放出口 (下方放出方式)		地色：赤色 マーク：消銀色